

令和8年第5回浅口市教育委員会臨時会議事録

1. 招集日時 令和8年3月30日(月)

2. 場 所 浅口市中央公民館第3会議室

3. 開 会 午後1時30分

4. 閉 会 午後2時46分

5. 出席者 文谷元信 高戸崇 藤澤弘幸 河野由美子 坂本正恵

6. 説明のために出席した者の氏名

教育次長	難波勝敏	教育総務課長	大島永太郎
学校教育課長	加藤靖雄	保育未来課長	平田貴俊
ひとづくり推進課長	園部 智		
教育総務課	平井恵美子(事務局)		

7. 傍聴人 なし

8. 議 事

日程1 議事録署名委員について  
浅口市教育委員会会議規則第29条により高戸委員を指名。  
(了承)

日程2 会期について  
本日3月30日の1日会期。  
(承認)

日程3 議案第21号 浅口市乳児等通園支援事業の認可及び確認に  
関する規則の制定について  
(保育未来課長)  
資料により説明。  
本規則については、乳児等通園支援事業、通称で言うところ  
のこども誰でも通園制度を開始するにあたり必要となる認可、

そして確認の手続きや様式を定める規則である。認可とは施設が目的に合った基準を満たしていることを市町村が認める手続きのことで、確認とはその認可を受けた施設が給付、つまり国・県・市による財政上の支援の対象となることを市町村が認める手続きのことをいう。認可及び確認に必要な様式は、資料6ページから31ページまで掲載をしている。なお、本規則で規定している認可及び確認の手続きについては、民間事業者が事業を開始することを想定したものであり、令和8年4月時点で、本市においては浅口市立寄島こども園のみでの実施となる。当面は本規則の適用事例は見込まれないことを申し添える。本規則の施行日は令和8年4月1日からとなる。

(承認)

日程4 議案第22号 浅口市乳児等支援給付認定に関する規則の制定について

(保育未来課長)

資料により説明。

配付しているこども誰でも通園制度のチラシを一緒にご覧いただきたい。チラシには、表面に事業の実施内容の主なものを掲載しており、裏面に利用の手続き等が書いてある。利用者は基本的にスマートフォンを想定しているが、QRコードを読み込み、システムに基づいて利用手続きを行う。市による審査認定とあるが、ここに関係する規則の制定ということになる。基本的にはアプリのシステムを使用することを想定しており、第3条にあるこども誰でも通園制度認定証は電子データで交付をすることになる。なお、本規則の施行日は令和8年4月1日からとなる。

(承認)

日程5 議案第23号 浅口市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について

(ひとづくり推進課長)

資料により説明。

浅口市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱となる。地域展開の趣旨を理解し、活動するクラブに対して、市として認

定を行うにあたり、必要となる手続や認定の要件などを規定するものである。

(教育委員)

本日の議案については、本日配付された資料であるため、丁寧な説明を求める。

(ひとづくり推進課長)

詳細に説明していく。第2条、認定要件について、認定に当たり満たすべき要件は、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。適切な活動時間や休養日が設定されていること。活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。適切な指導の実施体制が確保されていること。適切な安全確保の体制が確保されていること。適切な運営体制が確保されていること。学校等との連携が適切に行われていること。中学校及び義務教育学校後期課程の生徒と保護者、指導者で構成し、市内の生徒が5人以上登録されていること。主な活動場所となる中学校区に、浅口市認定地域クラブの認定を受けた同一のスポーツ・文化芸術活動に関する地域クラブが存在していないこと。以上9つを要件とし、認定申請については、様式1号が活動誓約書兼申請書である。様式2号が要件確認書、様式3号が認定地域クラブの認定通知書、様式4号が認定地域クラブ活動不認定通知書、様式5号が認定地域クラブ活動変更の届出書、様式6号が認定地域クラブ活動休止の届出書、様式7号が認定地域クラブ活動認定取消しの届出書、様式8号が認定地域クラブ活動認定取消通知書になる。

(教育長)

要綱の最後の経過措置について追加説明をお願いします。

(ひとづくり推進課長)

経過措置として令和8年度末までの間は、地域クラブ活動が第2条第1号から第7号までに掲げる認定要件のうち、第4号及び第6号を満たしていない場合であっても、認定を行うことができるものとする。この場合において、教育委員会は、当該認定地域クラブに対して、活動の質の確保のために適切な指導助言等を行うものとする。第4号の適切な指導の実施

体が確保されていること、第6号の適切な運営体制が確保されていることを満たしていない場合であっても、認定を行うことができるということを経過措置として入れている。

(教育委員)

実施の話だが、令和7年度に実証事業で実施しているクラブがあったと思うが、そのグループがこの4月1日以降に認定を受けて、公的に活動していくということか。

(ひとづくり推進課長)

実証事業として国の補助を受けてプレ実施という形で実施した団体がある。プレ実施に当たって令和8年度も認定地域クラブを引き続きやっていくことが前提条件であったので、登録をしていただく段取りになる。

(教育委員)

令和7年度に実施した団体が引き続きあるのと、新たな団体からの申請の予定はあるか。

(ひとづくり推進課長)

7団体がプレ実施の団体であったが、プラス4団体ぐらいは出てくるのではないかと考えている。4月に先生の異動等もあるのですが、想定では11団体ぐらいが出てきて欲しいというところである。

(教育委員)

いつまでかに認定をして、それを保学校で護者等に説明をするのではないかと考えるが、スケジュールはどのように考えているか。

(ひとづくり推進課長)

要綱を承認いただければ、認定地域クラブの募集を4月に入って行い、生徒保護者へ広報していき、5月に地域クラブの公開ということで、実施するクラブから生徒の募集をしていけたらと考えている。6月に地域クラブの登録、認定要件を満たした団体は地域クラブの登録を行い、7月に登録した団体の指導者説明会と指導者研修会を行いたいと考えている。8月に実際に始まるということで、保護者や指導者の会が各クラブごとに組まれて、各クラブ活動がされていくというようなイメージを持っている。

(教育委員)

第2条第8項で5人以上の登録となっているが、既存団体

が5人を切った場合は、もうその時点で廃止となるか。

(ひとづくり推進課長)

部活動は平日も実施しており、新たに土日で行う地域クラブは5人以上での実施となるため、部活動で例えば剣道部が1人で平日はやってるという認識である。土日の認定地域クラブが5人を切った場合は、クラブとしての登録が難しくなり、そこは相談して実施していくような形を取るようになる。

(教育委員)

7月までは現状態を続け、8月から新しい制度になると考えているか。

(ひとづくり推進課長)

今現在は部活動を続けて、8月以降県大会が終わる頃に認定地域クラブを立ち上げていけたらと考えている。もし認定地域クラブができないところは、部活動を存続させることを並行してできるような形をと思っている。

(教育委員)

中学1・2年生が対象か。

(ひとづくり推進課長)

そうである。

(教育委員)

部活動も並行してするのであれば、土日にもし練習試合等あった場合は、部活動でそのまま参加するのか。

(ひとづくり推進課長)

中体連という中学校の団体があるが、試合への出場資格に認定地域クラブを認めていない競技がある。そのため県大会は部活動で参加し、土日に認定地域クラブへ参加するような形もある。

(教育委員)

中体連の中に認定地域クラブが参加できる場所は、部活動か認定地域クラブかどちらかで試合に出るのか。学校としては両方に所属することはできるのか。

(ひとづくり推進課長)

土日に部活動を実施しているところは、認定地域クラブがないというイメージである。

(教育次長)

令和7年度の当初は令和8年の夏から秋にかけて、休日部活

動をなくすという方針だったが、昨年の6月ぐらいに国の方針が変わり、移行期間を延ばすように変わってきた。検討委員会等でも議論する中で、柔軟な対応が必要だという意見の中で、なるべく土日の認定地域クラブ化を進めていくが、できないところについては、基本的にその前期の3年間のうちに土日の認定地域クラブを立ち上げていこうということで進めている状況である。

(教育委員)

例えば、バレーボールは土日実施している認定地域クラブもあれば、学校で実際に部活動をしている。そういう場合には、月曜から金曜は学校の部活で、土日については地域クラブへ行くということになるか。地域クラブへは入らないという子もいるか。

(ひとづくり推進課長)

認定地域クラブは任意なので、部活動だけして認定地域クラブに入らないという生徒もいる。スポーツ少年団と一緒に負担金が発生するので、そこは保護者と生徒で判断していただくようになる。

(教育委員)

経過措置を聞いたが、具体的にはどういう事例を想定しているか。

(ひとづくり推進課長)

初年度は役員や組織作りがすぐにできないということもあるかと思うので、順次、でき次第ということでの経過措置になる。

(教育委員)

部活動の地域展開は、認定地域クラブという別の団体ができると思う方がいいか。

(ひとづくり推進課長)

認定地域クラブというのが、文科省の指導では6年後には平日部活動も全部認定地域クラブが担いなさいという、将来的なイメージがある。認定地域クラブは設立できればいいが、全ての部活動が設立できるかは分からないので、市としてはこの3年間で休日の認定地域クラブの設立をなるべく種目をたくさんしていき、できないところは部活動をそのまま並行して実施していく。土日でも部活動ができる部も存続させてい

こうという流れになる。

(教育委員)

土日だけで平日しているところはないのか。

(ひとづくり推進課長)

全国には平日も認定地域クラブとして活動しているところは実際にはある。部活動は将来的にはなくなるという文科省のイメージだが、市においては土日も部活動を残せる部は残すという形で休日の土日だけ認定地域クラブを設立していこうという最初の段階である。

(教育長)

原則的には、認定地域クラブができれば土日は学校での部活動をしないというイメージでいいと思うが、地域クラブとしてエントリーできないような中体連の試合がある時には、平日の活動だけではなくて、土日も練習をして試合にも出るということもできるようにしていこうというようなことである。本来なら原則として地域クラブとなるが、用意できないところについては、やむを得ず部活動を続けてもらうというスタンスで推進していくということである。

(教育委員)

指導者については、まだはっきりしていないと思うが、集まりそうか。

(ひとづくり推進課長)

プレ実施をした7団体については、先生が残っていれば先生が地域クラブの指導者としてされたり、地域の指導者の方が入ってきてされる形で存続はしていけるのではないかと思っている。新規の団体も何回か説明を聞きに来られているところもあるので、指導者の要件を整えば新規で4団体ぐらはと思っている。

(承認)

日程6 議案第24号 浅口市認定地域クラブ活動指導者要綱の制定について

(ひとづくり推進課長)

資料により説明。

指導者による暴言・暴力、ハラスメント等の不適切行為を防止し、参加する生徒が安全に安心して活動できるように、指

導者に求められる職務や登録要項等を規定するものである。職務は第2条に規定しており、第1項、実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導に関すること。第2項、学校外での活動の引率に関すること。第3項、用具・施設の点検・管理に関すること。第4項、地域クラブの管理運営、指導計画の作成に関すること。第5項、学校・保護者等への連絡に関すること。第6項、生徒指導に係る対応に関すること。第7項、事故発生時等の現場対応に関することを職務としている。第3条が登録についてのこととなる。登録の申請書を提出するものとしており、第2項に次に掲げる全てを満たす者を指導者として登録することとしている。第3条関係の別記様式と誓約書として一人一人に誓約書を出す形のものになっている。

(教育委員)

申請書が出た指導者に対して、教育委員会として面接等は実施するか。

(ひとつづくり推進課長)

登録の申請書の提出後は、保有資格・免許の確認をし、また面談をして該当するかどうかという形になるかと思う。

(教育委員)

要綱の中に登録の取消しという言葉はあるが、最初から総合的に判断して不適切だとすることはできるか。

(ひとつづくり推進課長)

資格要件が満たされないであるとか、反社会的であるとか、いずれにも該当しない者であることがあらかじめ分かれば、最初から排除はするが、最初は申請していただいて、確認作業を行う。

(教育委員)

部活動であったら指導者は先生で、指導もできるけれど、一般の方は専門分野だから、実技等については長けていると思うが、人間性等は分かりにくい面もあるが、その辺は面接等でよく見ていただき、十分気をつけていただきたい。

(ひとつづくり推進課長)

指導者に対しては、研修を受けて頂くことになっており、その研修の中でこういうことをしてはいけないというのは説明した上で認定をするような形になっている。

(教育委員)

研修を受けたであるとか、資格を持っているからではなく、その方をしっかりと面談をした上で、適切かどうかという判断をして欲しい。人間性を見て、本当にこの人たちが子どもたちにとって安全かというのをしっかりと判断して欲しい。ここの行為に該当しなかったら取消しができないのではないか。最初の採用の時点でより慎重に、人が少なく、なかなか指導者を見つけるのが非常に難しいので、来てもらったらこちらからすれば非常に嬉しいことではあるが、そういったところは決して甘くならないようにというお願いである。

(ひとづくり推進課長)

適切に判断していきたいと思う。

(教育委員)

指導者として登録できないと総合的に判断した場合に適用できるような条項はあるか。

(ひとづくり推進課長)

第5条第3項に、指導者に必要な適正を欠くと認めるときとしており、隠して登録されたりとか、嘘をついていたりした場合は必要な適正を欠くということで、登録を取消することができる。

(教育委員)

登録を取消すのではなく、最初から登録しないということとはできないか。ここには取消しのことしか書いていない。取消しというのは1回登録してからの話なので、面談の段階で適正を欠くということができるのか。

(ひとづくり推進課長)

第6条に必要な事項は教育委員会が別に定めるとあるので、登録の前提条件等を内規で定めることを検討する。

(教育長)

第6条の別に定めるという部分で内規をしっかりと定め、実際の運用が始まるまでに、対応できるようにしていく。別に定めるものについてはまた協議したい。

(承認)

日程7 議案第25号 浅口市認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱の制定について

(ひとつづくり推進課長)

資料により説明。

市が認定した地域クラブに対して、運営資金の一部を支援する目的で補助金を交付するにあたり、補助対象となる費用や補助金額、交付の手續などについて定めたものである。補助の上限額は第4条に定めてあり、15万円を上限としている。交付の条件は、10人以上が所属する認定地域クラブとなる。補助の対象費用は、指導者への謝礼、交通費、それから指導者の資格取得に必要な費用、備品・消耗品の購入費用、会場使用に要する費用、保険、参加者の募集に要する費用やその他教育委員会が必要と認める費用となる。毎年15万円を存続する限り交付するものである。

(教育委員)

先ほどの議案第23号で認定地域クラブの認定は5人以上とあったが、5人以上から10人未満であったら補助金は交付できないということか。

(ひとつづくり推進課長)

そうである。5人以上の場合で認定を認め、10人以上になると補助金が出る。5人以上の場合は学校や施設の予約ができ、無償で会場が使える。

(教育委員)

指導者等の謝礼が補助対象費用の中にあるが、別に指導者の謝礼はあるか。

(ひとつづくり推進課長)

活動補助金がクラブに出る補助金となるので別に指導者の補助金はない。クラブの中で支払いをしていただく形になる。

(教育委員)

5人から10人だと指導者の謝礼の補助はないということか。

(ひとつづくり推進課長)

そうである。

(教育委員)

指導者の謝礼はクラブによって違うということか。クラブによって5,000円の人もいれば、2,000円の人もいるということか。

(ひとつづくり推進課長)

種目によって違うと思うが、クラブの中で決めていただいて

構わないということである。

(教育委員)

1つのクラブに何人くらいの指導者を想定しているか。

(ひとづくり推進課長)

規模にもよるが、大体2人から3人を想定している。

(承認)

日程8 議案第26号 浅口市認定地域クラブ助成金交付要綱の制定  
について

(ひとづくり推進課長)

資料により説明。

この要綱は、市が認定した地域クラブに対して、クラブの基盤整備を目的として助成金を交付するにあたり、対象となる費用や金額、交付の手続きなどについて規定するものとなる。助成金の交付は1回限りとなる。交付対象者は、認定を受けた地域クラブで継続的に活動に参加する市内の中学校及び義務教育学校後期課程に通っている生徒が10人以上存在するクラブで、助成金の交付は、認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱により、補助金の交付決定を最初に受けた年度に限り交付するものとしている。助成金の対象費用は、基盤の整備にあたり必要となる費用で、認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱により交付を受ける費用は対象としない。交通費等の費用弁償、指導者の資格取得に要する費用、備品・消耗品の購入に要する費用、会場の使用に要する費用、保険の加入に要する費用、参加者の募集に要する費用、その他教育委員会が必要と認める費用である。助成金の額は前項に規定する費用の合計額とし、10万円を上限とする。

(教育委員)

廃止した後、同じ競技で違う人が認定を受けた場合は対象になるか。

(ひとづくり推進課長)

認定審査の時に、名簿提出があるので、指導者や生徒の登録が重複していたら対象にならない。

(教育次長)

あくまで立ち上げた時のスタートアップの支援であり、3年間の期間限定のものとなる。早く立ち上げていただくための

ものである。

(承認)

日程 9 議案第 27 号 浅口市乳児等通園支援事業実施要綱の制定について

(保育未来課長)

資料により説明。

本要綱は、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度を市立寄島こども園で実施するにあたり、必要となる具体的な事項を定めるものである。対象は保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない生後 6 ヶ月から 3 歳になるまでの児童、1 人当たり月 10 時間までが利用時間となる。6 ヶ月から 1 歳 6 ヶ月までの児童については、9 時から 11 時 30 分、1 歳 6 ヶ月から 3 歳未満の児童は、9 時から 13 時 30 分又は 10 時から 15 時の間での利用となり、時間帯毎に 750 円又は 1,500 円となる。第 4 条の実施方法について、一般型乳児等通園支援事業とあるが、一般型と余裕活用型というのがある。一般型とは専用の部屋を設けるという意味である。余裕活用型は通常の保育室で子どもがまだ受け入れられる状態の時に、一般の方と一緒に受け利用することを言うが、寄島こども園では専用の保育室を設ける。利用定員は 4 人と設定をしている。第 8 条、利用の申込みをするに当たって、先ほどスマートフォン等で申し込みをするが、その流れの中で面談を必ず受けていただくことになる。アレルギー対応と発達に関する事などを面談で聞き取りを行う。利用する保護者から 7 日前までの申込みを想定している。要綱の施行日は、令和 8 年 4 月 1 日からとなる。

(教育委員)

第 9 条第 2 項に利用児童の体調不良等により早く保育を終わる場合はとあるが、支払いは最初の予定通りしないといけないか。

(保育未来課長)

利用時間によって料金が決まっていると説明したが、例えば保護者都合で早く帰るといことがあれば、この規定の料金をいただくが、朝預けた時には体調が良かったが、途中で熱が出て迎えに来た時等は、利用時間によって料金に変更にな

る場合がある。

(教育委員)

当日の朝の体調不良等で利用を取りやめた場合は、支払いは発生しないということか。

(保育未来課長)

当日の朝8時までに連絡があれば料金は発生しないという運用を考えている。

(承認)

日程10 議案第28号 浅口市立以外中学校等給食費相当分負担金交付要綱の一部を改正する告示について

(学校教育課長)

資料により説明。

第3条第1項中5,000円としているところを5,500円に改めるものである。この告示は令和8年4月1日から施行する。今回の改正は物価高騰により給食に要する費用に相当する額が上昇していることに対応するためである。令和8年度の中学校義務教育学校後期課程の1人分の給食費は令和7年度よりも1年間で6,210円値上がりする見込みである。そこで、月当たり500円、年間で6,000円の値上げをするように要綱を改正したい。

(承認)

令和8年4月17日

浅口市教育委員会

教育長 文谷元信

委員 高戸崇

作成職員 平井恵美子